

(別紙 A)

豊中市都市公園条例 第4条(制限行為)の許可基準

豊中市都市公園条例 第4条(制限行為)の許可基準は、次のとおりとする。
(ただし、指定管理者が管理する公園を除く)

(1) 行商、募金、出店、その他これらに類する行為、競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し、その他公園の全部又は一部を独占して利用する行為は、次の使用に限る。ただし、業として写真又は映画を撮影することを除く。

- ① 官公署が行う事業での使用。
- ② 営利を目的としない団体が行う行事での使用。
- ③ 地域の自治会その他地域の団体が行う行事での使用。
- ④ その使用が恒例として地域に認知されている行事での使用。
- ⑤ 上記の他、公園の設置目的に照らして適当と認められる事業での使用。

なお、⑤について、市での開催実績がなく、多数の来園者が見込まれる使用については、公園の規模・駐車場等の諸条件を満たした公園(千里中央公園、ふれあい緑地等)に限る。

(2) 行商、募金、出店、その他これらに類する行為は、営利を目的としない使用に限る。行商、出店については、主体となる催しが他にあり、付帯的なものに限り許可する。なお、使用時には団体名・行為の目的・趣旨を提示できるようにすること。

(3) 競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し(興行等)、は、一過性でかつ営利を目的としない使用に限る。

(4) 上記(1)～(3)に該当する場合であっても、次の行為が認められるときは、許可しない。

- ① 他の利用者に支障があると認められるとき。
- ② 周辺地域などに迷惑がおよぶおそれがあるとき。
- ③ 安全が確保されておらず、その利用が危険であるとき。
- ④ 申込書の記載に虚偽が認められるとき。
- ⑤ 公園管理者が認めた場所以外で火気の使用をするとき。
- ⑥ 騒音、臭気などが発生し、他の利用者や周辺住民などに迷惑がおよぶおそれがあるとき。
- ⑦ 当該使用により多数の車両が集中し、公園内外の混乱、周辺への迷惑駐車等が多分に予想されるとき。
- ⑧ 公安または風俗を害するおそれがあるとき。
- ⑨ 指定暴力団等その団体の構成員が集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、またはその団体の構成員が集团的ま

たは常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

⑩葬儀、告別式その他これらに類する行事を行うとき。

⑪その他市長が不適切と認めるとき。

(5) 公園使用後に、(1)から(3)までに相当しない、または(4)に相当すると判断される事象があった場合は、使用日後に利用が発生する申込について、同一内容での利用を承認しない。

附則 この許可基準により、別紙平成9年 10 月1日付、豊中市行政手続条例に基づく「申請に対する処分の審査基準」を廃止し、この制限行為許可基準は、平成 19 年7月1日から適用する。

附則 令和 2 年 7 月 31 日

この制限行為承認基準は、令和 2 年 7 月 31 日から適応する。

附則 令和 7 年 7 月 1 日

この制限行為承認基準は、令和 7 年 7 月 1 日から適応する。